

いつまでも いきいきと暮らすために

～介護保険制度が変わりました～



長寿課 ☎66♦1176

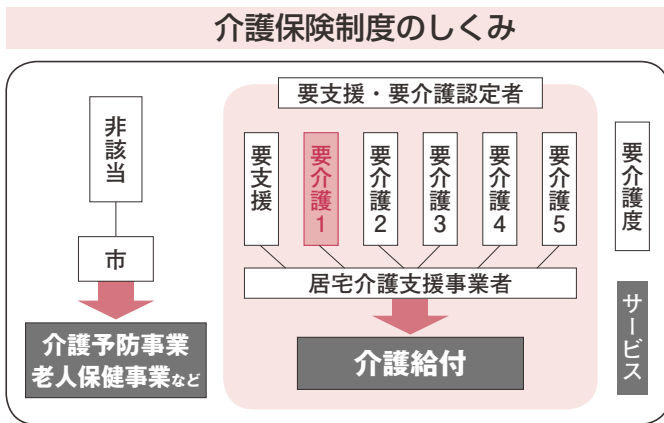
平成12年4月からスタートした介護保険制度は、要介護認定者、なかでも軽度の人が急増し給付費が年々増大しています。そこで、2025年をピークとする高齢社会に向け、安定的なサービスを提供できるように、また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるようにと、4月から介護保険制度の一部が変更されました。

介護予防の充実

○「要介護」の区分変更

比較的低度の介護を必要とする高齢者の方たちにとって、本来に必要なサービスが利用できているのか、また、よかれと思って行っているサービスが、その人の要介護状態の改善や維持に正しく貢献しているのかという反省から、現行の「要介護1」を「要支援2」と「要介護1」に分け、6段階だった区分を7段階に増やしました。

現行



○介護予防サービスの新設

できることまでヘルパーさんに頼っていたり、体を動かさないと、次第に体が衰えてしまいます。そこで、「要支援1・2」と認定された方を対象に生活機能の状態を改善し、体の悪化を防ぐ介護予防サービスが新設されました。これにより、高齢者がいつでも自分らしい生活を続けることが可能になるようにします。

改正後

